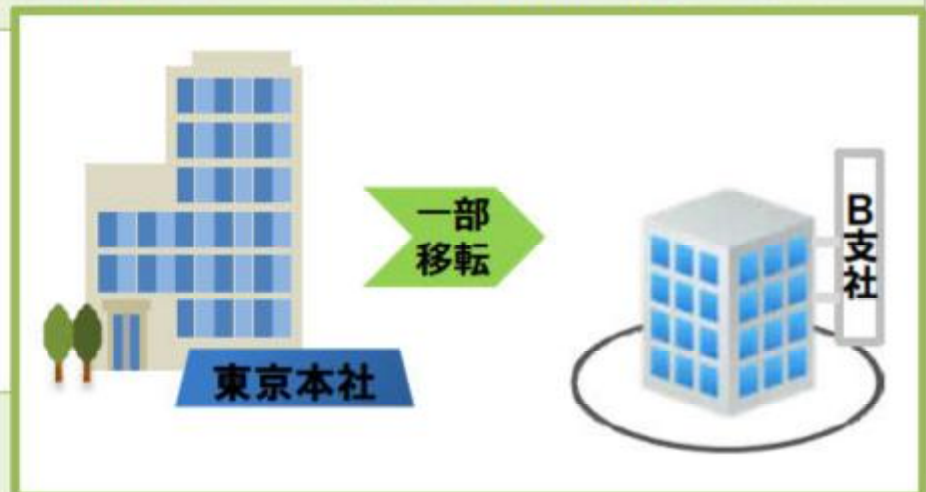


## 移転型事業の具体例

- 東京23区に本社のある企業が、B県に新社屋を建設し、本社機能の一部を移転。
- 新社屋の建設に当たって、建物等に7億円の設備投資。
- 新社屋の従業員として、東京本社から20名が転勤、B県で5名の無期雇用かつフルタイムの者を新規採用。(なお、初年度は転勤者20名、新規採用1名とし、2年目に残り4名を新規採用と仮定)



<減税額：7,270万円>

✓ オフィス減税 4,900万円 (7億円×7%) ※税額控除を適用した場合

✓ 雇用促進税制 2,370万円 (※①+②+③)

(※) ① 60万円×4人=240万円

② 30万円×21人×3年=1,890万円

③ 30万円×4人×2年=240万円

(注) 課税の特例を受けるためには、諸要件を満たす必要があります。